

令和元年度 第3回東久留米市立図書館協議会 概要録

日 時 2020年(令和元)年1月27日(月) 午後2時～午後3時40分
場 所 東久留米市立中央図書館1階 みんなのへや
出 席 (以下敬称略)
図書館協議会委員：安形輝(委員長)、若澤直樹(副委員長)、
橋本裕美、菅沼法子、佐藤尚子、矢部晶代、大木一恵、
池ノ上功、小松光太郎
市：佐藤図書館長
欠 席 図書館協議会委員：高野慎太郎
傍 聴 人 3人

1. 開 会

(委員の半数を超える10名の出席があったため、東久留米市立図書館協議会運営規則第4条第2項の規定により会議は成立)

2. 報告事項

① 第2回協議会について

委員長：はじめに議題の1、報告事項、第二回協議会の概要録案について図書館長よりお願いいたします。

館 長：本日に先立ち、概要録案に対して何点か修正のご連絡をいただきました。本日の協議会において、皆様からのご承認をいただきました後に、東久留米市及び図書館ホームページで公開する予定です。

委員長：特に修正等がなければ承認とさせていただきます。

② 「令和3年度からの新たな市立図書館運営(案)」について

委員長：次に、「令和3年度からの新たな市立図書館運営(案)」について報告いただきます。本協議会ではこれまで、委員提案により、中央図書館への指定管理者制度導入について、より質の高い事業者の運営に向けて具申や協力出来るよう、勉強会や意見交換を行ってきました。

今回、教育委員会において、これまでの図書館協議会での意見なども参考のうえ、「令和3年度からの新たな市立図書館運営(案)」を定めたとのことですので、まずは図書館長よりご説明をお願いいたします。

館長：本件に関して、平成29年1月に「今後の東久留米市立図書館の運営方針」を決定し、令和3年度からの新たな市立図書館運営に向けて平成30年度より準備を進めておりますが、ここで、市と指定管理者の運営体制や役割分担、選書と除籍の手法、図書館協議会の関係性、職員の育成に向けた方向性について一定の整理ができましたので報告します。

初めに1ページの「I「今後の東久留米市立図書館の運営方針」における市と指定管理者の役割」です。令和3年度からの新たな運営における《市の主な役割》は、「図書館の基本的運営方針や計画を策定する図書館行政」「指定管理者に対するモニタリング等、監理監督」「選書・除籍の基準策定及び、資料購入の決定と除籍の最終確認」「地域資料・行政資料とハンディキャップサービス、中央図書館参考図書室運営」の4点となります。

また、《指定管理者の主な役割》は、「中央図書館と地区館を一体的に運営し、図書館運営とサービス提供を担う」「選書・除籍の実務」「中央図書館の施設管理、学校図書館支援」となります。

それぞれの役割と効果的に果たすため、運営方針に基づき、市・担当課長職と指定管理者に館長を置きますが、市が担う図書館行政や選書の決定、図書館サービスを掌理する管理者であることを、法規に照らしてもより明確に示すため、担当課長兼館長とすることと整理しました。よって、それぞれの管理者は、市は担当課長兼館長、指定管理者は4つの図書館の各館の館長となります。また、指定管理者の各館長のうち、中央図書館の館長が指定管理者の4人の館長を統括する統括館長となります。

次に2ページですが、市と指定管理者それぞれによる、中央図書館内の運営体制です。まず、指定管理者が中央図書館の施設管理者となるほか、1階開架室を運営します。

一方で、市は地域資料・行政資料サービス、ハンディキャップサービス等を担い、これらを提供するに当たり、2階にある現在の「参考図書室」を市が直接運営します。

皆様には今までどおり、一つの中央図書館としてご利用いただければと思いますが、それぞれの開架室の内容を分かりやすくするため、仮ではありますが、2階の現参考図書室は地域資料を扱い専門図書を多く所蔵するため「郷土・調査図書館」、1階開架室は一般書籍を揃え、読書推進や子ども読書等に取り組んでいくことから「読書・情報図書館」というような通称を付けていくことも考えています。次に、新たな運営での中央図書館と地区館の役割ですが、こちらはこれまでと同様です。今後も市立図書館と全館を一元化した選定を行い、中央図書館は専門的な資料を所蔵し、専門的レファレンスを行います。また、地区館は地域の特色ある蔵書、生活に密着した図書館を目指していきます。

下段の表は各サービスの主な業務分担の概要ですが、地区館3館は、概ねこれまでどおりの内容です。中央図書館内では、主なものとして、市が運営する参考図書室は閲覧のみとし、資料の貸し出しサービスは1階の開架室で指定管理者が担います。取り扱い資料は市が地域資料・行政資料と参考図書、専門書籍類となり、指定管理者は一般書籍全般と新聞、雑誌等を取り扱っていきます。また、児童担当や学校支援については指定管理者がサービス提供の主管となりますが、児童サービスは担当を定めてより専門的に取り組んでいき、民間事業者が持っているノウハウを活用していただくよう、児童サービス専門員を設置することを業務仕様書にも定めていきたいと考えています。

一方、市は小・中学校長などと実務を担う指定管理者とのパイプ役、コーディネーター役として連絡調整を担います。これは庁内他部署との連携についても同様に考えています。

その他、ハンディキャップサービスは市が主管となり、新たにサービスを受けたい方の審査や決定、音訳者養成など行いますが、指定管理者においても現在も地区館で大活字本などの資料貸し出しや宅配などを行っていますので、そちらは今後も変わりありません。

3ページはこれまでのまとめとなっています。1点目、市の担当課長職は法規等も勘案し、担当課長(兼)館長とします。2点目、新たな図書館運営においても、中央図書館と3地区館の役割は先ほど説明したとおり変わりありません。3点目、役割分担により、一層効果的なサービス提供を目指していきます。こちらに関して、それぞれの業務に対する管理責任、指示系統を明確化しました。市が担うサービス提供については、図書館法に照らしても、市の担当課長兼館長職がより適切であるような形で「担当課長兼館長」としたものです。指定管理者によるサービス提供については、指定管理者館長がその管理者となり、その責任を担っていきます。市は図書館行政を担い、指定管理者は中央図書館の施設管理を担います。庁内他部署や小・中学校長などとの連絡調整は市がパイプ役として直接行くとともに、市は地域資料・行政資料やハンディキャップサービスの充実を図ります。

一方、指定管理者は中央図書館と3地区館を一体的に運営し、読書サービス、課題解決、読書推進等に創意工夫を持って取り組んでいきます。特に、中央図書館の児童サービスには、児童サービス専門員を設置します。また、中央図書館での貸出業務は1階のカウンターで行います。2階の専門図書室、こちらは現在の「参考図書室」を示していますが、閲覧のみとします。

次に「Ⅱ 新たな図書館運営における選書・除籍の手法について」です。4ページから5ページをご覧ください。

選書について、運営方針では「実務は指定管理者に委ねる」としつつ、「選書(資

料購入の決定)と除籍の最終確認は市が行う」としています。現在の手法ですが、市の収集方針や選定基準に基づき、4館各館で一次選定を行った後に、中央図書館の職員・専門員による二次選定で最終確認し、その後、係長、館長を通じて決定をしていきます。また、資料購入は市の所有となります。

新たな手法も現行とほぼ変わりませんが、二次選定には市と指定管理者の職員が参加するようにしました。これにより市・指定管理者ともに一次選定理由を説明し、より詳細な二次選定を行うとともに、この二次選定を通じて本市の選定基準や蔵書構成など共通認識のもと図書館サービスを行うためです。ただし、その後の最終確認と資料購入の決定は市が担っていきます。

5ページをご覧ください。除籍の手順です。運営方針では「除籍の最終確認は市が行う」としています。現在の除籍手順は一定のルールに基づき市と指定管理者で一次選定を行った後、中央図書館の職員・専門員により最終確認を行い、決定しています。

新たな手法でも現行と同様ですが、市の所有する資料を除籍する作業であるため、一次選定、司書による除籍候補資料のリストアップから除籍決定までのプロセスを除籍会議と位置付け、より明確にしたものが今後のプロセス案です。

なお、除籍については、蔵書は市が購入し、所有している財産であるため市の責任として取り扱い、除籍確認から最終確認決定は市が行うこととしています。

5ページの下段の囲みをご覧ください。新たな図書館運営における選書・除籍に関しては、市立図書館として高い公共性と継続性が必要であることから、選書は現在の手順を基本とし、各館で実務的な選書から二次選定を経て最終的に市が決定していきます。また、除籍についても現在の手順を基本とし、市として指定管理者で一次選定を行った後に市の職員・専門員による除籍会議を経て、最終的に市が決定することとしました。これらの実務を通じて職員 能力の維持・育成にもつなげていきたいと考えています。

6ページ「Ⅲ 図書館協議会について」をご覧ください。

新たな図書館運営における図書館協議会の関係性を整理しました。まずは前提として、図書館協議会は教育委員会の附属機関であり、図書館法において館長の諮問機関です。

次に、地域資料・行政資料サービスやハンディキャップサービスは、説明しましたとおり今後も市が担っていきますが、図書館法上は図書館長が「館務を掌理し、所属職員を監督する」としています。これら市が担う図書サービスを掌理する管理者であることを図書館法に照らしてより明確にするため、館長職を兼ねることとしたものです。他方、指定管理者が担う図書サービスについては、指定管理者の館長が管理者として掌理します。この際、指定管理者が担う図書サービスについて、図書館協議会に議題として、お諮りする案件が生じた際ですが、指定管理

者の館長の意見を聞きながら市が予定している他の議題と一括して、市の担当課長兼館長職が図書館協議会に諮っていきます。その内容や質疑に対しては、より実務に即した各館の館長が出席の上、行うこととします。

こちらについては現在の手法と大きく変わりません。また、図書館協議会委員の選任や運営については、今後も市が担っていきます。

最後に「IV 職員の育成に向けた方向性について」です。育成に関しては、現在は図書館内において、経験豊富な職員が技術的な助言を行いながら職務を通じて育成、技術の継承を行っています。平成30年度ではこれらの選書ノウハウをもとに、選書・除籍の方針や基準、実務における留意事項などの整理を行いました。こちらを基礎として、資料購入の決定及び除籍の最終確認等の作業、市が担う図書サービスの実務等を通じて、職員の育成や技術の継承を行っていくことが職員育成の基軸になると考えています。

また、運営方針では実務は指定管理者が行い、選書・除籍の最終確認と決定を市が直接担うこととしています。これらは先に説明したとおりですが、現行を基本とし、各館で購入したい資料の一次選定を行い、各館のバランスやどの館に配架するかなどを含めた選書の確認を行った後、最終決定は市が担います。

これは現状の流れを踏襲した手法になりますが、継続性が保たれるだけでなく、選書実務を通じて職員育成につながると考えています。なお、運営方針では、図書館職員の育成方針を明らかにするとしています。

したがって、ここに記載している職員の育成に向けた方向性を基本とし、図書館協議会からの意見も参考としながら、来年度中に策定していきます。

一定整理した案ですが、平成30年度から31年度にかけた図書館協議会の中で委員からご提案をいただき、中央図書館への指定管理者制度導入について、より質が高い事業者の図書館運営に向けて図書館協議会でも考えていきたいという中で、さまざまなご意見をいただきました。その際のご意見の中でも「市と指定管理者の役割をどうしていくのか。その中で館長職はどのような取り扱いになるのか」「選書と除籍の決定までのプロセスをきちんと整理してほしい」「職員の育成については図書館協議会の意見も踏まえながら考えていきたい」など、さまざまなご意見をいただきました。そういったご意見も踏まえながら、運営（案）として整理をさせていただいたものです。

全国的な中で私の知り得る限りですが、指定管理者に全て担っていただくようなところは多くありますが、直接的な図書サービスを市・指定管理者それぞれが役割分担しながら担っていくというケースは今のところ把握していません。そういった意味では新たな形をつくっていくこととなります。その中で市の責任を果たしながら、指定管理者にはノウハウや創意工夫を十分に発揮していただきながら、情報共有し、連携しながらより良い図書館にしていけたらと考えています。

委員長：ありがとうございました。これまで協議会の議論の中でも、「中央図書館に指定管理者制度が導入された場合、館長職はどのような取り扱いになるのか」「職員の育成方法はどうか」「収集・除籍の基準に関して指定管理者制度導入に当たり明文化していく方が良いのではないか」「図書館の蔵書は市民の財産となるものだと考えるが、それらの選書や決定の担い手は」「図書館協議会は、指定管理者の館長に意見する場となるのか」など、さまざまな質問やご意見が挙げられました。これらの意見を参考としながら、今回の案を整理したとのことですが、「今後の東久留米市立図書館の運営方針」が決定している中で、今後も市の館長を置く、選書や除籍の最終確認の実務は市が行う、図書館協議会はこれまで通り市の館長による運営がなされるなど、協議会の意見も一定の反映がなされているように思います。また、市と指定管理者との大まかな役割も示されましたが、これを基に、今後、業務仕様書を策定していくものと思われそうですが、ただいまの説明を受けて、ご質問やご意見等がありますか。

委員：根本的なところで、人材育成が図られていくのでしょうか。職員の育成について見えてこない。前提として、現在の社会では、経験があまり重視されない世の中になっています。人材の育成とは、日々の業務が積み重なることがベースになると思います。その点においては、日本の学校の授業は遅れている。人と接する中で経験していく、対人の関係が重要だと思っています。しかしながら、プロセスが否定される時代になっているように思います。図書館においても、図書館の職人を育てていただきたいと思います。それは指定管理者であっても、事業者がそのような職員を育ててくれれば、それはそれで良いのですが、経験を積んだ職員が他の図書館への転勤なども考えられます。

市においても、これは直営であっても同じですが、現在は専門職の司書職員ではなく、事務職の職員が図書館にたまたま配属されている状況です。もちろん、そのような方でも司書資格を有していたり、経験知識を蓄積し、かなりのことをやっている人も知っていますが、図書館職員として、長く経験を積まれている方が何人いるのでしょうか。

また、正規の司書職員が定年退職以降いないことで、専門職の館長は生まれてこなくなりました。現在の館長も総合職ですから、いずれは異動もあり、後任の館長の知識経験で図書館のマネジメントも変わってくるでしょうし、そのあたりへの心配が消えなく思っています。

関連して、2階の参考図書室は市が運営し、ここで専門的なレファレンスは市が担うという説明でしたが、レファレンスを担当する方も、図書館の専門職でなければ他部署に異動もあるでしょうし、異動があると図書館業務の経験値の蓄積はどうなるのか、そのあたりがよく分かりません。

委員長：現在の中央図書館の職員体制ということだと思いますが、東久留米市の専門職と

しての図書館員のポジションはないということですか。

館長：運営方針の中でも記載していますが、フルタイムの正規司書職員がいたのは、平成28年度まででした。その最後の一人が正規職員を定年退職して以降、現在は短時間再任用職員として、引き続きご尽力いただいています。再任用職員は5年で満了となるため、今は再任用職員として従事していただいているうちに、そのノウハウをマニュアル化したり、市立図書館としての選定はどうあるべきか、実践の中でご指導いただいています。

また、その方が退職後は、専門職としての司書職の採用はしていない状況です。中央図書館の正規職員は、残りは一般事務職で司書資格を有している職員、無資格の職員で構成されています。中には、係員として図書館に5年在職し、他部署への異動後、係長になり図書館に戻ってきて現在約4年と長く携わっていただいている職員。有資格者で図書館に25年近く勤務している職員もいれば、通常のジョブローテーションで、4～5年間勤めている職員もおります。

また、その他の職員では、図書館専門員は全員が有資格者で16名おりますが、嘱託員です。中央図書館2階でレファレンスを行っているのも図書館専門員です。そのような職員体制で運営しております。

委員：児童サービス専門員とは、どのような位置づけなのですか。

館長：児童サービスを専任する位置づけです。本市の定員管理計画に基づき、図書館においても職員数は減少し、1人が担う業務が多岐にわたっています。例えば、現在も児童担当者が他の担当も兼ねています。今回、児童サービスを指定管理者に担っていただくにあたり、サービスの維持継承だけでなく今以上に発展させるためには、児童サービスに特化して専門的に担う専門員を設けたいと考えました。

委員：児童サービス専門員は司書資格を持っている職員が担う見込みですか。

館長：まだ検討の段階ですが、有資格者であるとともに公共図書館の実務経験があり、選書経験があるような方を、仕様書の条件下であててもらいたいと考えています。

委員：例えば、図書館養成講座修了の要件等も条件とするのですか？

事務局：公募前なので、ここで詳しくお答えはできませんが、様々な資格なり各種講習を終えている等を要件として考えているところです。

委員長：業務仕様書に例示はできますか？

事務局：その点も含め、検討しているところです。

委員：現在、指定管理者を請け負っている事業者を、今後の指定管理者として想定して仕様書を作成する、或いは、これまでの実績により、現在の指定管理者を優先的に選定していくのでしょうか。また、司書資格を有する職員の人数も、仕様書で求めていくのでしょうか。

館長：選定は公募になります。応募いただいた事業者の中から1社を選定しますが、これまでの3地区館の運営ではなく、中央を含めた4館一体の指定管理者となるた

め、新たな仕様となります。結果として、新たに指定担う事業者が、現在と同様の場合も、現在とは異なる場合もあります。これまでの実績に関わらず、新たな募集に対して、応募いただいた事業者から選んでいきます。

委員長：業務仕様書なので、市が指定管理を行う事業者に対して、「市立図書館の運営を行うにあたり、指定のサービスをしてください」という内容になり、この中で、職員に求める水準等を例示するなどは、他団体の事例にもあります。また、市が示した要件を担える事業者が応募していくこととなります。

館長：例示するという方法もありますし、指定管理者選定にあたり、応募する各事業者に提案いただき、その内容でポイントをつけていく方法もあります。どのような方法がより良い運営体制につながるか、検討を図っているところです。現在の地区館の選定時には、業務仕様書における要求水準として、3地区館全体として司書資格保有率60%と示していますが、現在は70%を超える保有率で運営しています。司書保有率が条件です。

委員：そうすると、学校図書館を巡回している司書は、地区館職員の70%の中にはいるのですか。

館長：非常にわかりづらいかもしれませんが、学校図書館というのは学校図書館法に基づいて運営されており、本市では指導室が所管しております。現在の手法として、民間事業者が学校図書館司書を業務委託しています。

委員：現在の指定管理者でいる事業者が、学校図書館司書の派遣も行っているのであれば、児童サービス専門員が、指導室が担っている学校図書館司書を兼務することで、学校図書館司書の時間数を増やすことは出来るのですか。

館長：例えば、今、お話がございましたが、本市の地区館の指定管理者と学校書簡司書の業務委託先は、それぞれ別に契約しているものの、結果として同じ事業者となつていますが、あくまでも選定結果によるため、異なる場合もあり得ます。

委員：児童サービス専門員を設置することで、学校図書館に携わる司書が、もうひとり増えるのではないのですか。

委員長：公立図書館の児童サービスを専任するのが児童サービス専門員とのことなので、直接、学校図書館には携わらないものと思います。

館長：逆に、学校図書館司書の方は、学校図書館を専任する司書になり、市立図書館は携わりません。

委員長：資料では、市と指定管理者の各館において一次選定を行い、そこでリストアップされた資料から二次選定、最終決定が行われるとのことですが、一次選定でリストに挙げられなかった資料を、市として選定したい場合など、反映はなされるのでしょうか。

館長：二次選定にあたり、市と指定管理者の職員により選定会議を行います。一次選定でリストアップしていない資料でも、市立図書館としてこの本は購入すべき、

地区館に配架した方が良い等、二次選定で協議することを考えています。

委員：選書や除籍ですが、現在、中央図書館にいらっしゃる図書館専門員は指定管理者制度が導入されると、市が担う範囲が小さくなる分、人数は減りますね。そうすると、選定会議は指定管理者と市、双方の図書館専門員で行っていく形ですか。

館長：地域資料やハンディキャップサービスなど、今後も市が直接的に担っていくサービスがありますので、今より人数は減りますが、会計年度任用職員である図書館専門員は令和3年度以降も任用し、二次選定会議にも出席します。

また、指定管理者側ですが、職員の全員が常勤職員になるか、非常勤職員になるかは受託する事業者により異なると思いますが、一次選定内容を説明し、共通認識のうえで選定していくうえでも、同様に二次選定会議に出席することを考えています。二次選定を行ったうえで最終的な確認、決定は、全て市側で行います。

委員：そうすると、選定は双方が出席し、最終決定は市で行い、それら選書の決定や市が担うサービスの管理者として館長がいるとのことですか。また、市が2階の参考図書室を運営するとのことですが、そうすると、市側の館長の指揮系統に置かれるサービスは、2階で提供するものだけになるということですか。

館長：一定の考えとして、市と指定管理者それぞれに館長がいることで、業務管理や指示系統を明らかにしていますが、サービス提供する場所をフロアで分けることで、より指示系統が明確になると思いますので、市が2階の現参考図書室の運営と、市が管理する地域資料等の閉架書庫は2階に設置することを考えています。また、事務室も1階と2階それぞれに設置し、1階に指定管理者、2階に市の館長と担当職員がいる形を考えています。一方で、地域資料などでも、例えば「語ろう！東久留米」など、貸出用に1階開架室にも設置するものもあります。

委員：現在の仕様書をみると、レファレンスは用紙に記入して中央図書館に提出、となっておりますが、これは今後も継続されますか。各図書館のカウンターで受けたレファレンス記録や簡単なお問い合わせ等の全てを集約して、全員が目を通すなどしていくと、直接、カウンターに立たなくても、職員の知識は広まると思います。現場経験なく選書業務のみを行うのは難しいことですので、カウンターで何を聞かれたか、どのような本のお問い合わせが多いかなどの情報を共有していくことが重要かと思います。例えば、地区館のカウンターで地域資料の要求があった場合、その方への回答も記録として他の職員に伝えるなど、担当だけでなく、全職員でレファレンス・カウンターでのやり取りの共有を行うことで、選書に繋がっていくというのができるのではないのでしょうか。ハンディキャップサービスに関しても、直営や指定管理者に関わらず、4館全館でカウンター記録などの情報を共有し、よりよいサービスを考えねばならないと思います。

事務局：地区館でのレファレンス事例は毎月中央図書館に報告され、記録に残しています。また、国立国会図書館が全国の図書館等と協同でつくっているレファレンス協同

データベースというのがあり、レファレンス事例を共有しています。これは、だれでも閲覧が可能ですが、中央図書館では一部を非公開として図書館の内部用としても使用しています。ご指摘いただいた通り、指定管理者だけでなく、市の職員も各館での状況を知ることが大事で、その実践は今後の課題です。

委員：各地区館でもおはなし会をしていると思いますが、なにを読んだか記録を共有できるといいかなと思います。

委員長：全館でおはなし会を実施していたと思いますが、どのような本を読んだかなど、月次報告というのがあるのでしょうか。

事務局：現状では、地区館で読んだ本のタイトルについての報告は求めています。中央図書館においては、おはなし会の内容を記録したノートがあり、いずれデータ化していきたいですが、共有化については、各館の記録内容を確認する必要があるかと思います。

委員長：おはなし会で何を読んだか程度でも、情報を把握できるのなら、今すぐにでも始めても良いのではと思います。また、各館でハンディキャップサービスは市が中心でありつつ、指定管理者が運営する各地区館でも、問い合わせや貸し出しなどサービスは提供していると思います。窓口でのトラブル対応状況等も含め、情報共有することで各職員への継承や育成にもつながるのではと思います。

館長：市の方でハンディキャップサービスに向けた新規の受付や音訳者育成などを行っており、今後も市が主体となっていきますが、現在だけでなく、新たな運営でも、全館でハンディキャップサービスの提供は行っていく予定です。また、昨年度の図書館協議会でご議論いただいた、図書館利用者のマナー等についてですが、各館でご意見や要望、苦情も含め記録し、定例会等で情報共有のうえ意見等は出し合っており、今後においても共有化を図っていくとともに、職員育成の手法としても考えていきたいと思います。

委員長：レファレンスやカウンター記録やトラブル対応の共有をひとこと加えていただければいいのかと思います。

館長：レファレンスやカウンターの記録の共有を含め検討していきたいです。

委員長：様々なご意見が出ましたが、選書の実務や職員育成に向けて、レファレンスやカウンター記録の共有というのを、今後、運営の詳細や職員育成方針を策定していただく際、何らかの形で加えていただくことを意見として申し上げて、協議会として運営案は承認という形でよろしいでしょうか。（委員了解）

3. 協議事項

① 第三次東久留米市子ども読書活動推進計画（案）について

委員長：議題の3「協議事項 ①第三次東久留米市子ども読書活動推進計画（案）」に移ります。前回の協議会では「計画（素案）」について報告いただき、協議会として内

容を確認し、意見を申し上げました。その後の予定としては、計画（素案）を教育委員会に報告後、パブリックコメントを実施のうえ、検討委員会において計画（素案）から計画（案）を作成していくとのことでしたが、これまでの間の経過も含め、パブリックコメント及び計画（案）の説明を図書館長よりお願いします。

館長：本件については、第2回協議会で素案についてご意見をいただきましたが、その後、令和元年12月2日から12月23日の期間でパブリックコメントを実施したところ、お一人からご意見をいただきました。ご意見については内容ごと4項目に分けています。

1つ目のご意見は「これまでの第一次、第二次計画と比べると、ページ数も少なく全体的に具体例が少ないように感じます。」です。見解は「第三次東久留米市子ども読書活動推進計画では、子どもの読書推進に関わる各部署の具体的施策の立案にあたっての指針となることに力点を置き、具体例ではなく、4つの基本的方針に沿った具体的な取り組みを方向性ととも記載しています。」です。第二次計画では、図書館で行っている経常的な子ども読書に関する事業をコラム化して掲載していましたが、第三次計画においては、第二次計画期間中に実施した新規の事業などを箇条書きで掲載しています。また、第三次計画の基本方針に基づく今後の取り組みに関しては検討委員会でも議論したところですが、具体的な事業例を掲示することで、その事業の実施が目的になってしまう懸念や、これまで以上に、第三次計画では子どもの読書推進に関わる各部署の具体的施策の立案に当たっての指針となるよう基本方針ごとの具体的な取り組みを記載しています。

2つ目のご意見は「第二次計画では、第2章『これまでの成果と課題』の中で“現状と課題”について具体的に述べていますが、今回もそのような記述があるとわかりやすいと思います。」というものです。これについての見解は「第2章『これまでの取り組み』の中で、具体的な取り組みの内容を記述し、検証を行っています。」とし、この検証の中において現状と今後の課題点なども述べています。

3つ目のご意見は「第二次計画には記載のあった、ボランティア団体との協働で行っている『よもう！あそぼう！かがくの本』『絵本展』への言及がないですが、継続して行っている事業も図書館の親子参加事業の取り組みとして、それぞれの団体名とともに記載してほしいです。また『ストーリー・フェスタ』も協力団体名が記載されていませんが、団体名も入れるほうが自然かと思います。」です。これについては見解でお示ししているとおり、「第2章『これまでの取り組み』の中に、ボランティア団体との協働による関係した事業の実施として追記しました。また、協働先として、協力団体の名前を明記しました。」など、このご意見を参考に反映させていただいています。そちらの（案）については後ほどご説明します。最後の4つ目です。「p8 学校における取り組みでは、第二次計画で記載されていた“全校への司書配置と学校図書館の条件整備”の記載がありませんが、まだ

十分ではないので、継続して取り組んでほしいです」とのご意見です。これについては「第二次東久留米市子ども読書活動推進計画に、ご指摘いただいた『全校への司書配置と学校図書館の条件整備』という、直接的な取り組み内容等の記載はありませんが、平成31年1月に市教育委員会が策定しました『東久留米市第二次教育振興基本計画』では、学校図書館の活用と充実の中で、全小・中学校への学校司書配置を施策の方向性として位置づけ、全校に学校司書を現在配置しています。また、学校図書館運営指針に基づき、今後においてもさまざまな取り組みや連携を図っています。」と見解しています。パブリックコメントについては、教育委員会で報告した後、後日ホームページ等に公表したいと思っています。

このパブリックコメント及び図書館協議会からのご意見などを踏まえ、第三次東久留米市子ども読書活動推進計画検討委員会において検討（案）を策定しましたので報告します。「第三次 子ども読書活動推進計画（案）」をご覧ください。なお、本日は計画（素案）から計画（案）を策定するに当たりご意見等を反映させて何点か修正しましたので、そちらの計画（素案）から計画（案）の段階で修正した箇所について報告します。

初めに3ページです。中段に「2.『読むこと 読書のたのしみ』を社会全体で」の項目があります。こちらの【取り組みの内容】ですが、パブリックコメントに基づき、「ボランティア団体の協働による継続した事業の実施」という項目を立てまして、「絵本展」（協力：東久留米市地域文庫親子読書連絡会）、「よもう！あそぼう！かがくの本」（協力：科学の本の読み聞かせの会「ほんとはんと」）等を追記しています。

また、4ページの中段、「4. 読書や図書館利用にハンディキャップのある子どもたちへの取り組み」です。こちらの【取り組みの内容】の一番下、「多言語によるおはなし会「ストーリー・フェスタ」の開催」の後に「（協力：東久留米市国際友好クラブ）」を追記しています。

続いて、6ページから12ページになりますが、こちらは章立ての話になります。

「第3章 第三次東久留米市子ども読書活動推進計画」について、図書館協議会からのご意見に基づき、計画の位置付けや対象等を、素案では第3として最後に記載していました。こちらを第1として、最初に計画の位置付けや対象等を記載した上で、第2として計画の基本方針、第3として基本方針に基づく取り組み、第4としてその他の取り組みとしました。この方が読む方も分かりやすいことから、項目の順序を整理しています。

続いて、7ページの「第2 計画の基本方針について」です。基本方針の本文ですが、計画素案では最後に「また、国が取り込む情報環境の変化が子ども読書環境に与える影響に関する実態把握・分析に基づき、市においても必要な取り組みを行っていきます。」という一文を記載していました。こちらも図書館協議会からの、

「国の実態把握や分析に基づく情報環境への対応」に関しては、市が独自で行うものとは少し異なるものであるため、基本方針とは項目を分けて説明した方が良いのではないかというご意見に基づき、基本方針本文からは削除し、計画（案）の12ページ、「第4 その他の取り組み」として独立させました。

続いて9ページです。[発達段階と読書活動について]として、コラム的に記載していますが、この中の「乳幼児」についてです。乳幼児の説明について計画（素案）では、「乳幼児期は、『聞く』ことが重要です。子どもは、乳児期から親や周囲の大人が直接子どもに話かけるさまざまな言葉を無意識のうちに耳から取り込んでいます。」また、後段でも「お話を聞く、本で読んでもらうなど、耳から入る言葉に接することで言葉の力が育まれ、物事を認識し、イメージが広がると言われています」と書いていましたが、さまざまなお子様がいらっしゃる中で、例えば手話など、目で見ても言葉として理解し認識していく場合もあり、単に聴覚だけを使うものではないことから、あえて「耳から」と書かなくても表現は通じるため、「耳から」を削除しました。

また、9ページ下の「特別な支援を必要とする子ども」のところですが、計画（素案）では、「一人一人の発達段階や障害特性、興味・関心に配慮した対応が必要です。また、本を手にとって読むこと自体が難しいこともあり、読書体験に恵まれないことが多いことに留意が必要です」と書いていましたが、こちらも「一人一人の発達段階や障害特性、興味・関心に配慮した対応が必要です。また本を手にとって読むこと自体が難しい場合や、読書の機会が限られること等に留意が必要です。」と表現を修正しています。

続いて10ページです。「2. 読むこと、読書の楽しみ」を社会全体で（大人への取り組み）」とあります。図書館協議会より「読んでいくと非常に説明が分かりにくい。もう少し整理して記載した方が良い」とのご指摘がありました。特に「大人への啓発」の部分は、計画（素案）では「大人、大人」とたくさん記されていた点を分かりやすく修正しましたが、内容自体に変更はありません。

続いて11ページの「4. 読書や図書館利用にハンディキャップのある子どもへの取り組み」の【具体的な取り組み】の（1）です。計画（素案）では「ハンディキャップのある子どもたちへの支援」としていましたが、「特別な支援を必要とする子どもたち」と表現を変えています。「4. 読書や図書館利用にハンディキャップのある子どもたち」については、具体的に「読書や図書館利用にハンディキャップのある」と述べている一方、先ほどのように「ハンディキャップのある子どもたち」と言ってしまうと身体的な部分が強調され、直接的に「子どもたち」にかかってくる可能性があります。その点について「特別な支援を必要とする子どもたち」と修正しました。

また、【具体的な取り組み】では、図書館協議会から「本市の図書館の中でもサピ

工図書館を活用している。サピエ図書館について記載することで、そういった図書館があることをいろいろな方に知っていただく機会になるので、追記してはどうか」とのご意見をいただきましたので、「サピエ図書館の活用」と記載し、13ページの用語解説にも「サピエ図書館」の説明を追加しています。

最後になります。1ページ戻った12ページですが、先ほどの図書館協議会の意見に基づき、国の実態把握や分析に基づく情報環境の変化への対応に関して、基本方針とは項目を分け「第4 その他の取り組み」と独立して記載しました。

本日の説明は修正箇所のみですが、それ以外、計画内容で方向性が変わるような部分はありません。あらためて本日、皆さんからご意見をいただき、見直すべき点は見直したうえで、年度内には教育委員会、庁議に諮ってまいります。

委員長：説明があったように、前回、協議会として意見や改善点を述べた内容を反映し、計画（案）を策定したとのこと。計画（素案）で方向性を了承しており、ここで計画（案）の内容を大きく変えることは難しいですが、ご意見ありますか。

委員：学校における読書の取り組みを進めていくときに、児童サービスや学校支援は指定管理者が担うとすると、最終的な責任は中央図書館の1階（指定管理者）なのか2階（市）なのか、どこが責任を負っていくのかという不安があるのではないかと、計画を推進する際、そのあたりの整理をつけてくださればと思います。

館長：図書館の児童サービスを提供するのは指定管理者が担うこととなりますが、市はその方針を定めたり、学校長と指定管理者のパイプ役として連絡調整で関わり、連携していきます。ご指摘を活かして学校側に不安のないよう考えてまいります。

委員長：ほかにご意見ございますか。

計画策定にあたり、協議会として意見を申し上げてきました。それも市民意見であり、また、計画（案）の内容に直接関わることではないのですが、子どもと関わりのある保護者などが直接、計画策定に関わっている訳ではなく、市の課長職、係長職など、行政の当事者が計画策定を行っている点についてです。

他の自治体も似たような状況ですが、東久留米市では、検討委員会設置にあたり、市民委員を入れる等の議論はなかったのでしょうか。

館長：大きな議論はありませんでしたが、今回は検討委員会を設置するにあたり、作業部会の方に、市立わかかさ学園の園長と元児童館の館長を務めていた職員を委員として構成し、現場の声を反映できるようにしました。

今後もこの計画は、第四次、第五次と続いていくことと思いますが、より一層、現場の声などを把握し、反映できる委員構成を考え、子ども読書活動に携わる方、子どもを支える保護者など地域のニーズを捉え、考えていきたいです。

委員長：市民の声となるパブリックコメントは、計画（素案）の段階で考えるのですね。

館長：何も案のない状況ではご意見も伺いにくく、また、計画（案）段階では一定の方向性が決まってしまうので、今回、計画（素案）で協議会の皆さんやパブリ

ックコメントによりご意見をいただき、計画（案）でほぼ反映できたと思います。

委員長：現場のニーズなどは、作業部会で吸い上げられていることがわかりました。ありがとうございます。他にはございますか。

一点、要望ですが、子供の読書活動について、あらたな計画を策定するたびに重点施策を置くのは良いのですが、毎回、内容を一新するのではなく、子ども読書に関する基本事項・継続事項を置いて、それらをどのように展開し、課題点を改善してきたかなどを示しながら、各計画期間での重点施策を置くと良いのかなと、第四次計画以降の進め方として、そのような構成も有効かと思います。他の自治体の計画を見て思いました。

館長：計画の基本方針は、1つ目の施策「乳幼児への取り組みの充実」を「発達段階ごとの効果的な読書活動」に変更しましたが、今後は乳幼児期に限定せず、発達段階ごとにアプローチしていくという、普遍的、長期的視点に発展させたもので、その意味では、基本方針を大きく変えずに策定しました。

一方で、具体的取り組みを計画策定ごとに一新するのではなく、継続的な取り組みも必要であると思いますので、次期計画策定時には、ご意見を踏まえ考えていきたいと思います。

委員長：ご意見も色々いただいたようですので、第三次計画案はここまでにしたいと思います。協議会として、この計画が決定され、令和2年度から施行された後も、取り組み内容の充実に努めていただきたいと意見を付して了承したいと思います。

4. その他

委員長：最後にその他として、事務局、委員より何かございますか。（特になし）

委員長：それでは、特になければ、第3回図書館協議会の議題はすべて終了しましたが、私たち委員の任期中、本日が最後の協議会となります。これまで2年間に渡り、活発な意見交換のもと、円滑な協議会運営にご協力いただき、ありがとうございました。